

要約文における「引用」

小林 一 貴

0. 目的

本稿では、引用の形式に着目して学習者が書いた要約文の分析を行い、学習活動としての要約について具体的な考察を行う。その考察に際して、モダリティの形式を手がかりとすることにより、書き手の表現における判断・態度のあらわれ方から要約の過程について説明する。さらに、事例に即して要約を成り立たせる要因について整理・検討を行う。

要約の指導では、原文の情報や論理等をふまえた文章を書くと同時に、意見・感想につながる学習者自身の積極的な表現活動も重視される。その際、単なる形式的な要点把握の方法にとどまらず、表現・理解に伴う多様な過程を考慮することが必要となる。本稿では、論の展開の形式や表現の的確さ等といった観点よりも、むしろ要約は書き手自身の立場に基づく表現活動であるという見方に基づいて、要約がいかなる要因によって行われるのかを議論の対象とする。そして、原文との関わりから書き手としての立場がどのように成り立つのかを問題とする。

以下では、まず国語科における要約活動に関する議論をふまえ、主に「引用」の分析の観点を手がかりとして、要約文に現れる「～と」という引用の形式に基づいた考察を行う。また、そこでの考察を通して、「～と」という引用の形式を含まない一般的な要約文を分析する観点について検討する。

1. 国語科の学習における要約

はじめに、国語科の学習活動において「要約」がどのように位置づけられているのかについて考えてみることにする。

「要約」という場合、もともとあった特定の発言や文章を、短く的確に簡潔にまとめた文章それ自体をさすことがある。安定した構成を有し、読み手にとって分かりやすいものであるということは、要約の学習において求められる能力である。また、的確な要約文を完成させることに加え、「要約」という活動においてはたらく理解と表現の過程を要約の目標として考えることもある。

井上(1982)は、説明的文章の指導における要約について次のように述べている。

「文章を読むということは、単に書き手の意図が理解できたということにとどまらないで、読みとった成果について何らかの感想や意見を持つまでにいたることを意味すると見るべきである。何らかの意味で読み手の人間性に影響をあたえることのない活動であったなら、それは真に読んだとはいえないであろう。ある読物に対して感想や意見を持つ、というためには、文章全体の要約という仕事は欠くことのできない前提となるであろう。(省略) 要約とは全文章の要

点を羅列したものではない。要点といえば、もとの本文・用語が原文通りに用いられていることが多い。けれども、要約といえば、原文のままではなく、読み手自身の表現によって約言される必要がある。」^①

ここでは、要約とは単なる原文の要点の羅列ではなく、読み手自身の表現によってなされるものであるとしている。そして、学習者が文章を読むことを通して感想や意見を持つにいたる過程に、要約を行う活動が位置づけられている。よく構成された読みやすい要約文を書くということは一つの重要な目標である。しかし、それは文章のある部分を省いたりつなぎ合わせたりして、形式的な要約が結果として出来るようになることを意味するだけではない。要約に際しては、読むことの面および読み手自身の表現という側面が問題となる。

小田(1986)は、読みおよび表現に関連した要約について次のように述べている。

「要点・要約読みがその後続く言語活動のために必要とされるような、必要感を持ってなされるなら、‘文章や話の要点を理解し、自分の立場からまとめてみる’という指導要領の事項の趣旨にかなう読みが実現するであろう。‘自分の立場から’を具体的にどう実現させるか、そのことが、これからの要点・要約読み指導の実践的課題となるべきである。一方で、要点把握や要約のための練習学習教材を準備して、要点のとらえ方、要約の仕方を学ばせることも必要であるが、その学習結果が生かされる場、必要とされる場がもう一方で設営されなければ、練習学習は空虚な営みとなるであろう。」^②

単に要点把握の方法として要約の学習をするのではなく、要約することを学習活動の過程に据え、学習者が自分の立場から要約を行い文章を作り出すことを強調している。

しかし、このように考えた場合、要約の過程そのものはそれぞれの学習者および文章の種類により多様となる。とはいえ、学習者の必要感に基づき自分の立場を強調する要約とは、原文を離れた学習者の表現活動を意味するものではない。学習者の要約における表現活動を重視する指導を行ったとしても、それが不用意にもとの文章を離れ、書き手独自の考えで構成されたり、安易に原文を理解して要約がなされるのでは学習として十分とは言えないだろう。あくまでも原文の理解が要約という表現に伴う情報の伝達においてなされるという点が、学習活動の要約として重要だと考える。

先の引用は説明的文章の指導について論じたものであったが、学習者の必要感や書き手自身の立場を尊重する場合、要約が原文とどのような関連においてなされるかを理解することが、要約という活動を指導のあり方との関係から整理し検討していく上で必要になるだろう。以下では、「引用」の構造と機能を手がかりとして、要約がいかなる要因によって行われるのかを考察し、それに基づいて要約という活動の過程について説明を試みる。

2. 要約文と「引用」

ここでは、「～と」という引用の形式を手がかりとして、学習者の要約文の分析を行い、要約の過程について考察を加える。

宇波(1983)は、引用について次のように述べている。

「すでに存在している言葉を単純に使えばそれで引用が成立するかといえばそうではない。言葉はあくまでも人間の主体的な行動のひとつであって、よそから与えられたものをただ反復するだけでは、引用としてのことばは成り立たない。(省略)

引用論では、引用されるテキストをプレテキストといい、それが引用の場であるコンテキストの中へ引用されてくることによって新たなテキストが生産されると考える。そういう意味でのテキストの生産の過程は、すでにあるプレテキストが単純に引用されてくるというだけのものではない。そこには人間がかかわっているのである。」⁹³⁾

「引用」を、引用の場であるコンテキストの中へプレテキストを取り込んでくることととらえるのであれば、要約文における引用は、原文が要約のコンテキストに取り込まれ、要約文として作り出される過程を検討する手がかりになるものと考ええる。以下、実際に事例を見ながら考察していく。

2-1. 引用文の構造

ここでは実際に学習者によって書かれた要約文を事例として取り上げ、考察を加える。

A筆者は今の街では車イスの人は自由に行動できないと言っている。だいたい、街とはみんなのためにある場所なのに、歩道橋や駅の階段では車イスの人は行動が許されない。しかし、行動の自由というのは、人間に等しく与えられているもので、車イスだからといってこの権利を否定することは許されない。だから、街は車イスの自由を保証する責任があるのである。

Aは高校1年生によって書かれた要約文である。ここでは、「～と」という引用形式が用いられているが、これは学習者自身の立場を重視した場合、要約文を書く際に用いられるべきものではないだろう。しかし、この形式が、実際に学習者の文章にあらわれたことをふまえ、これを手がかりとして分析を進めていくことが要約活動の理解に有効であると考え、検討していくことにしたい。

Aの要約文では、第1文に「～と」の引用形式が用いられている。このような形式が用いられている文を「引用文」と呼ぶことにする。引用文は、基本的に「引用句」と「引用動詞」から成るとされる⁹⁴⁾。

・筆者は今の街では車イスの人は自由に行動できないと言っている。

上の文では下線部が引用句であり、「言っている」が引用動詞ということになる。引用はこうした「～と」の形式に着目して論じられるが、この形式にはいわゆる「話法」の問題にも関係する。仁田(1980)は、次のように述べている。

「直接話法」と「間接話法」で、当の文の意味解釈に異なりが生じてくるのは、発話の場から

の視点で見る場合と、引用文の発言者の視点で見る場合とで、引用文中の境界性を有する語詞の指示対象が、引用の発言の場の関与者や発話の場の関与者とクロスすることによってである。」⁶⁴

引用される部分（引用句）の話し手と、引用文の話し手の視点を問題とすることにより、文の意味や解釈の差が生じるとする。この引用句の話し手と、引用文の話し手によるそれぞれの発言の場という観点を基本として、さらにAについて考察を加えることにする。

2-2. 引用文における発言の場

砂川(1988)は、典型的な引用文の構造をふまえ、それを「場の二重性」という観点から説明している。そこでは引用動詞をいくつかのタイプから検討し、引用文の機能について次のように述べている。

「引用動詞は、すでに述べたように、引用句のあらわすことがらがどのような行為であるかを聞き手に伝える役割を果たしている。そしてさらに重要なことは、どのような行為であるかの判断は、その引用句の話し手の判断であるということである。(省略) 発言を聞いてそれを報告する主体（つまり引用文の話し手）がその場で起きた事態をどうとらえたかによって決まることなのである。」⁶⁵

引用句の表す事柄がどのような行為であるか、またそれが引用文においてどのようにとらえられているかについては、引用句と引用動詞の関係が問題となる。

藤田(1986)は、引用句と引用動詞の関係として「引用動詞が引用句の発言・思考と事実上等しい動作・状態を表す」という場合を挙げている⁶⁶。これは、基本的に「～と」のつく引用句と、「言う」「思う」「考える」等の引用動詞に表される行為が同一の事態を表していながら、そのとらえ方の違いを問題とするものである。仁田(1980)は、そうした引用動詞の種類によって、引用句と引用文の発話の場が様々に構成されることを指摘している。その中で、「言う、話す、答える」などの「発話を中心とした外的な言語活動」を表す動詞は、引用句の文が〈聞き手めあて〉の表現に対応するという⁶⁷。この〈聞き手めあて〉とは、いわゆるモダリティ（言表態度）に相当する要素を指す。

モダリティとは、益岡(1991)によれば、「判断し、表現する主体に直接関わる事柄を表す形式」と定義されている⁶⁸。そして、文は基本的に命題とモダリティという二つの異質の要素から成り立っているとする。仁田(1991)の説明に従えば、文を一般に命題（言表事態）とモダリティ（言表態度）という質的に異なった部分から考えている。命題（言表事態）とは、話し手が外界や内面世界—現実—との関わりにおいて描きとったひとまつまり事態、文の意味内容のうち客体化・対象化された出来事や事柄を表している部分であるとする。モダリティ（言表態度）とは、現実との関わりにおいては、発話時に話し手の立場における言表事態文の対照的な内容に対するとらえ方、およびそれらについての話し手の発話・伝達的な態度のあり方を表した部分であるとする。これを、砂川の「場の二重性」に即して再び検討してみる。

「まず第1に、引用句内の命題内容とムードによる構成体は、元の発言者（「ある人」）に帰属する。つまりそこでの命題内容は元の発言者が外界の事態をどのようにとらえたかを明らかに

するものであり、引用句のムード形式はその命題内容に対する元の発言者の心的なかかわりかたを示すものである。そして第2に、この引用文から引用句を除いた部分はこの話し手に帰属する。つまり、そこでの命題内容は、話し手が外界の事態をどうとらえたかを明らかにするものであり、そこでのムード形式は、話し手はその命題内容に対してどのように関わろうとしているのかを明らかにするものであると言える。」⁴⁰⁾

砂川の論にしたがえば、これまでに見てきた要約文における引用は、次のように説明することが出来るだろう。すなわち、引用句における文は、原文の書き手の発言における命題内容と同時に、文章表現を行う際の書き手の心的な言表態度があらわれている。Aの第一文の引用句では「今の街では車イスの人は自由に行動できない」となっているが、この「ない」は表現者の判断を表す形式である⁴¹⁾。ここでは原文の「筆者」による「判断」がなされている。

引用句以外の部分については、原文を読んだ要約文の書き手が、原文の筆者の発言にどのように関わったのかを表していると考えることができる。まず、要約者は「言っている」という引用動詞を用いることにより、引用句における原文の筆者の発言に関わっている。その関わり方とは、引用句における筆者の判断に対して、「言っている」という引用動詞によって「筆者」の発言の聞き手、読み手としての立場から発言を行っている。すなわち、引用句の発言の場においては、筆者は何らかの判断を伴った表現（たとえば「主張する」、「意見を述べる」というように）を行っているわけであるが、引用句以外の発言の場においては、要約文の書き手は「筆者」の発言を読んでいる（聞いている）という立場から表現している。

このように見てくると、要約文の書き手である学習者の表現活動とは、まず、原文の「筆者」の発言に対する聞き手、読み手としての立場から表現行為を遂行することであるとみなすことができる。そして、その引用句の機能とは、書き手の発言内容の言表態度を、要約文の書き手である学習者の発言の場において再構成することであるといえるだろう。

Aの事例についてさらに検討するために、同様の引用を含んだ要約文を以下に3つ取り上げる。

B筆者は車イスをつかっている。しかし最近の街では、行動しにくいと言っている。

それは、歩道橋、駅の階段、地下鉄の出入り口、バス、電車などで、行動の自由を阻まれていることを示している。

自由に行動できる権利は、本らい、だれにでもあるのだから、もっと行動しやすい街づくりをしてほしいと主張している。

C車イスに乗っている筆者が街は車イスに乗る人が自由に行動できないという。街はすべての人々に開かれた場所であるはずなのに、地下鉄の出入口、バスなどのさまざまな場所での車イスの人々は自由に行動することができない。しかし、行動の自由というのは、人間に等しく与えられている。街は、車イスにも行動の自由を保証する責任がある。だから、それを保証する街づくりをするべきだと主張している。

D車イスに乗っている筆者は今の街は車イスに乗る人々が自由に行動できないと言っている。街はすべての人に開かれた場所なのに歩道橋や駅などは車イスの人々は自由に使えない。しかし、自由というのはすべての人々に与えられた権利であるから障害があるからといって制限されるべきではないから車イスに乗る人々を保証するような街づくりをしなければならないと筆者は言っている。

B, Cでは、「主張している」という引用動詞が用いられている。「主張(する)」という言葉によってとらえられた原文の筆者の表現は、それぞれ次のようなものである。まず、Bでは「ほしい」が引用句に用いられている。「ほしい」は、益岡(1991)において、文の表現者の表現態度に強く関わる「表現系のモダリティ」とされており、発話の聞き手に何らかの行為を要求する形式であるとされている⁽⁴²⁾。また、Cでは「べきだ」という文末表現が用いられている。これは表現者がある事態を望ましい者である事を表現する「価値判断のモダリティ」の形式であるとされている⁽⁴³⁾。Dにおいて用いられている「なければならない」も同様の機能を有する形式であるとされる。B, Cでは、本来は原文の筆者の場に属する言表態度を、要約文の書き手の場において、「主張する」といういわゆる行為の遂行を表す動詞を用いることによってとらえている。これは、原文の筆者の表現に対して、要約を行おうとする学習者がどのように関わり伝達しようとしているのかを示している。

また、B, C, Dのそれぞれの第一文では、「筆者は車イスを使っている」、「車イスに乗っている筆者」というように、原文の筆者が車イスを使っていることが示されている。これは、車イスを使っている筆者の発言の場における聞き手として表現している。一方、Aの第一文である「筆者は今この街では車イスの人は自由に行動できないと言っている」では、「筆者」が車イスの人であるかどうかは必ずしも明らかではない。これは、Aにおける引用句が一般に車イスを使っている人を問題とする発言であり、そこで引用文すなわち要約文の書き手が、車イスを使っている原文の筆者の発言の場を共有することにおいて引用文の場に関わり、引用文を用いた要約を行っていることによるものと考えられる。これは、車イスを使っている筆者の見方に限り発言することにとどまらず、原文の発言に関わっている書き手自身の視点から要約を行っているのである。

ところで、これらの引用形式を含む要約文は、先にも述べた通り必ずしも文章として整ったものではない。しかし、引用句における言表態度の選択や、引用動詞による原文の言表態度のとらえ方からは、学習者が要約を行うに際する自分の視点や立場をとることの容易ではない複雑な過程がうかがえる。一方、そこではいずれの要約文も、原文における筆者の言表態度をふまえようとする表現形式の選択がなされていると考えることが出来るだろう。

以上、要約文における引用を手がかりに、「場の二重性」という観点から要約という活動について考察してきた。要約をする学習者は、聞き手として原文の発話に関わると共に、原文の筆者の視点と自分自身の視点を共有しつつ再構成を行い表現をしている。そして同時に、その表現が成り立つのは、原文の筆者の表現における判断と、そこで遂行される行為を共有しあうことによる。

この引用形式に基づく考察をふまえ、引用を含まない要約文について若干の考察を加える。

2-3. 要約における書き手の場

2-2.においては、引用動詞と引用句内のモダリティに関わる表現形式に着目して、要約に際しての過程の一端を考察した。ここでは、引用句を含まない事例を取り上げ、原文との関連から学習者がどのような言表態度の形式を選択しているかについて見ていくことにする。

次のE,F,Gはこれまでの事例において見てきたような引用句を含まない要約文である。

E車イスだから自由な行動ができない。みんなの街とかいうからには、体の不自由な人だろうとふつうの人だろうと一緒に扱われなければならない。しかし、私たちは、体の不自由な人たちに気づかいが足りないのだ。階段や乗り物の乗り降りだとかさまざまなものが行動の自由を阻むのである。これを「かわいそうだから仕方がない」とかで片づけられてはたまったもんじゃない。行動の自由は、個人に与えられた権利なのだから。

Fいつのころからか、私は「車イスの弁護士」と呼ばれるようになっていました。

車イスのことを忘れた街は、みんなの街とはいえません。

行動の自由というのは、人間に等しく与えられているものです。車イスの私も人間ですから、私にも行動の自由があつてあたりまえです。行動の自由は、人間ひとりひとりにあたえられた権利なのです。車イスだからといってこの権利を否定することは出来ません。

G今の街は、車イスに乗っている人というそんざいを忘れている。世の中にはこのような人たちもいるということ、忘れてもらっては、こまる。私は、自由に動き回ることができない。それは何故か？答は簡単である。人々が、車イスのための街を、つくってくれないからである。本当に、私たちのことを頭に入れて、住みよい街などを、つくってほしいものである。

これらの要約文に現れているモダリティは多様である。多く見られるものとして「のだ」や「ない」があるが、これらはいずれも「判断」に関わる形式である。また、E「なければならない」、F「もの(だ)」、G「もの(だ)」は、それぞれ表現者がある事態を望ましいものである事を表現する「価値判断のモダリティ」の形式である⁽¹⁴⁾。

これらは、要約者自身が、こうしたモダリティを用いることで、いわば原文の筆者の発言への関わりのもとに、(引用動詞に見られた「主張する」のような)行為の遂行を要約において行っているものと考えられる。

一方、Fでは「ました」、「です」といった、聞き手を顧慮する「丁寧さのモダリティ」が用いられている⁽¹⁵⁾。これは、原文にはない要素であるが、聞き手(読み手)に対する態度を担う要素であり、原文への関わりを通して要約者が選択した言表態度である。

以上のことは、単に原文の筆者による表現行為の遂行、そして場と視点を借りることによって

要約が行われるのではないということを示している。むしろ、こうした原文とのずれは、原文に関わることを通して自らの場を定めつつ書くことを行っているということであり、要約があくまでも学習者の表現活動であることを考慮すれば、要約においては不可欠な側面であるといえるだろう。しかし、その際には原文の筆者がどのような表現の行為を遂行しているかをふまえ、それを要約する立場として表現することが行われている。これは、書き手が自分なりの場と視点を獲得する過程でもあると考える。

3. まとめと課題

要約文における「引用」を例として、おもにモダリティに着目して引用における二重の場を構成する要因について分析を行った。分析に際しては、他にも命題すなわち言表事態とモダリティとの関連、あるいは時間に関する表現などさまざまな分析の観点から検討することが必要であると考えられる。また、同時に原文の表現との関連について検討していく必要がある。したがって、本稿において考察したことは要約活動の過程の一端に過ぎないが、そこから指摘できる点を以下に示す。

要約においては、まず引用句の発言への関わりにおいて要約がなされていること、そして引用句を含まない要約においても、同様に原文への関わり方の選択において要約が行われていることを指摘した。また、その関わり方とは単に原文において遂行されている行為に要約文の書き手が追従することではなく、要約を行う場において書き手は自らの視点をとっている。もし、原文への関わりが単に原文を模倣するということであっては、原文の議論と表現を通した行為の遂行を安易に行ってしまうことにもなりかねない。書き手自身の立場を要約の学習活動の基盤とし、理解から表現へという指導を組織するという場合にも、情報の伝達・活用が徒に先行しては、原文の内容を批判的にとらえ学習者自身の立場をとることが難しくなることも考えられる。

本稿の事例では、原文の発言者と聞き手、そしてその要約者とその聞き手（読み手）という関係と相互の関わり方において、ある事態に対する望ましさや、聞き手（読み手）の行為を要求する形式が選択されていた。これは、ある事態に対する書き手の判断を伴うものであり、その判断は原文の筆者による判断がいかにして成り立つのかを検討することにおいて明確になり、また要約を行う書き手自身の視点、立場が確立されるものと考えられる。また、こうした点をふまえた指導についての議論は、読みの指導における筆者の扱い等に関して多くの蓄積がなされてきており、そうした実際の指導をふまえた議論との関わりからさらに考察を行いたいと考えている。

今後は、先に述べたように本稿で考察した要約文そのものの観点をふまえることにより、原文と要約文の関連、原文の筆者と要約を行う学習者の関わりについてさらに議論を進めることが可能であると考えられる。今後は、この、書き手自身の立場において、いかに原文が再構成されるのかについて分析していく方法についてもさらに十分な検討を加えつつ、原文を教材として見ていくこととあわせて学習者の文章の分析と考察を行いたい。

注

- (1) 井上敏夫 (1982) 『井上敏夫著作集4 生活読みの理論と実践Ⅲ』 明治図書 p.187
- (2) 小田迪夫 (1986) 『説明的文章の授業改革論』 明治図書 p.82
- (3) 宇波 彰 (1983) 「引用の理論」 中村 明 編 『講座日本語の表現5 日本語のレトリック』 筑摩書房 pp.61-62
- (4) 藤田保幸 (1986) 「文中引用句「～ト」による「引用」を整理する」 宮地 裕 編 『論集 日本語研究(一) 現代編』 明治書院 p.206
- (5) 仁田義雄 (1980) 「引用文をめぐる二三の考察」 『語彙論的統語論』 明治書院 p.182
- (6) 砂川有里子 (1988) 「引用文の構造と機能」 『文芸・言語研究言語編』 p.84
- (7) 藤田 (1986) p.212
- (8) 仁田 (1980) p.189
- (9) 益岡 隆 (1991) 『モダリティの文法』 くろしお出版 p.30
- (10) 砂川 (1986) p.84
- (11) 益岡 (1991) p.37
- (12) 同上書 p.80
- (13) 同上書 p.53
- (14) 同上書 p.39
- (15) 同上書 pp.49-50